

特別有給休暇付与日数

公益社団法人日本カーリング協会
就業規則第 16 条

【慶弔休暇】

- ① 本人が結婚したとき 7日
- ② 妻が出産したとき 7日
- ③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき 10日
- ④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき 7日

その他本協会（処務規定による専務理事の専決）が特に認めた場合、認めた期間において特別有給休暇を付与する。